【北海道佐呂間町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1.　1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

　学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の実現を目指し1人１台端末を利活用するため、ソフト・ハード両面からＩＣＴ環境を整える。

「個別最適な学び」の実現のために児童生徒の特性や学習到達度に応じた学習機会の提供や、児童生徒自身が最適な学習を見出すための支援を、学習支援ソフトウエアや学習eポータルを用いて行う。

また、「協働的な学び」の実現のために授業支援ソフトウエアを活用し、他者との共同作業を通じて、必要な資質・能力を育成する。

児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実させ、本町の教育の目指す姿である「自ら学び　ともに磨き合い　広い心と　生きがいをもち　ふるさとを愛する　たくましいサロマ人」の育成を目指す。

2.　GIGA第1期の総括

　令和２年度に１人１台端末整備及び各学校のネットワーク環境整備を行うとともに学習支援ソフトウエア（デジタルドリル）及び授業支援ソフトウエアを導入し、個別最適な実現に努めるとともに教職員の負担軽減のため、端末及びネットワークの保守を民間業者と契約、ヘルプデスクを開設し、側面からＧＩＧＡスクールをサポートした。また、Ｗｅｂフィルタリングソフトを導入し、１人１台端末の家庭への持ち帰り時におけるセキュリティの確保や端末の利活用状況の把握を可能とした。

　ＩＣＴ機器の活用について、学校間格差を解消するため、教育委員会主催の研修会を複数回開催し授業支援を行うとともに、令和６年度からＩＣＴサポーターを雇用し、教職員のサポート体制を強化した。

3.　1人1台端末の利活用方策

　令和２年度に整備した端末は、導入後４年が経過したが、令和４年２月にすべての端末のバッテリーを交換し、授業に支障なく使用できている。しかし、端末自体の保証年限が５年間のため令和７年度に町内全学校の児童生徒の端末を購入し、令和８年４月から使用開始とする。１人１台端末環境を引き続き維持し、児童生徒の学びを止めることなく学習できる環境の維持に努め、以下を踏まえた活用を推進する。

（１）１人１台端末の積極的活用

　　学校や団体が計画するＩＣＴを用いた効果的な授業実施に関する研修を支援するとともに、各学校、各教職員の意見をリサーチし、効果的な活用に努める。

（２）個別最適・協働的な学びの充実

　　児童生徒が「自分で調べる場面」「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士や教員とやり取りする場面」において、積極的に１人１台端末を活用できるよう、環境づくりを行う。更に学習指導要領の改正を視野に入れた、教科横断的な授業や、探求的な学びの推進に積極的にＩＣＴを活用するよう、リーディングＤＸ指定校等の先進的な取り組みについて紹介し、各学校において研究が深まるように努める。

（３）学びの保障

　　オンライン授業の実施など１人１台端末を活用することにより学びの幅を広げ、さまざまな状況の児童生徒に学習機会の確保をしていく。また、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒等に対し、実態に応じて端末を活用した支援を継続していく。